

# 06【外務省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
<b>1 在留資格「特定活動」に係る許可要件の緩和等</b>					
046022	医療法人 明正会	健康長寿の大地の恵み 温泉・食と医療の融合国際拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項</li> <li>・出入国管理及び難民認定法施行規則第3条及び別表第2</li> </ul>	<p>現地での健診結果等から90日を超える通院治療が必要であると解され、医療滞在ビザで本邦に入国する場合には、例外的に滞在期間を180日とするビザの発給を認める。</p>	<p>長期にわたり通院治療が必要となる場合には、滞在期間は最大90日(短期滞在)であるが、有効期間1年又は3年の数次ビザを取得することが可能である。(数次ビザの必要性が認められた場合に限る)</p> <p>また、治療に必要な滞在期間は、現地の医療機関ではなく、患者を受け入れる本邦の医療機関が具体的な治療期間を決定し、医療滞在ビザの申請に必要な書類(医療機関による受診等予定証明書及び身元保証機関による身元保証書)の中に記載することとなっている。</p> <p>なお、仮に外務省が、通院治療のため滞在期間「90日」のビザを発給したとしても、在留期間やその更新については、最終的には法務省が決定することとなる。</p>
046023	医療法人 明正会	健康長寿の大地の恵み 温泉・食と医療の融合国際拠点	<p>出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第26号</p>	<p>医療滞在ビザで入国する者の多くは、専属的な世話人を伴い入国することが想定されるため、報酬を支払われている世話人であっても在留を許可する。</p>	<p>医療滞在ビザで入国する同伴者については、患者の滞在期間が90日以内の場合には、短期滞在の在留資格が、患者が90日を超えて入院する場合は、特定活動(告示第26号)の在留資格が与えられ、いずれについても収入を伴う事業を運営する活動及び報酬を受ける活動は行えないことと定められている。</p> <p>在留資格(報酬を受けられるもの)を変更する場合は、関係省庁での検討が必要となる。</p>